

農地中間管理事業の推進に関する法律第26条第1項に基づく
農業者等の協議結果の取り纏め

喜界町広告第 30-4 号
令和 7年12月 8日
喜界町長印

農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第10号)第26条第1項に基づき、公表します。

喜界町長 隈崎 悦男

市町村名 (市町村コード)	喜界町 (465291)		
地域範囲 (地域内農業地区名)	旧小野津小学校区 「前金久」「神宮」 (2 地区)		
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月10日 (第 3 回)		

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・認定農業者(利用者)を含む耕作引受面積は確保できているものの、60歳以上が大半を占め占めるため、若者等新規就農者等への確保を必要とする。
- ・島内一のさとうきび生産量を誇る地域だが、後継者の育成及び農地集約や環境(農道)の整備を図りつつ、今後への人手不足・労働者不足の解消が課題である。
- ・話し合いの場参加における「ポイント制」を導入し、資材・機材購入への助成(補助)率に転換できるような新たな展開が必要。

(2) 地域農業の将来の在り方

- ・基幹作物であるサトウキビの生産安定を基本とし、野菜・果樹等の農作物の産地拡大を図り、新規農作物への働きかけを行い、稼げる農業を目指す。
- ・労働力不足に対応するため、集落営農組織と大規模農家が連携して地域全体で利用できる取り組みを図る体制が必要である。
- ・地域計画のような話し合いの場を増やし、意見交換・情報発信をし地域活性化を図り生産向上を図りたい。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域計画区域の状況

区域内の農用地等面積	293 ha
農地振興区域のうち農用地区域の農用地面積	224 ha
区域内における今後の農業担い手が引き受ける意向のある農地面積合計	10.4 ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の方針

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地及び再生利用困難区域は区域外とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農地中間管理事業への活用方針

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や新規就農者を中心に作業区画面積の拡大化を図るとともに、農業担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地を農地中間管理機構に貸し付けながら、担い手の経営意向を勘案し、段階的に集約化を進める。
(3)多様な経営体の確保・育成の取組
地域内の多様な経営体が、今後も経営を継続できる体制を整えるべく、地域内での受託農業者との連携を図り、新規就農者への受け入れを推進する。 また、地域内における農業担い手等が不足が生じた場合には、他地域からの参入者(担い手)を募り確保する。

4 今後の地域の中心となる経営体 【地域基礎的データ】

経営体数 :	99	<u>＜農業支援サービス事業体＞</u>		26
・ 法 人 :	3			
・ 個 人 :	70	① 認定農業者:	44 人	② 利用者: 26 人
・ 集落営農 :				
・ 主な作物 :	さとうきび・野菜・果樹			

●課題内容 (地域の実情に応じて、事項を選択)

☐	資金・助成金・	☒	人手不足・後継者	☒	環境保全	☐	情報	☒	物価高騰
☒	畑の集約・集積	☐	所有者不明	☐	燃料・設備・機材	☐	賃貸借		